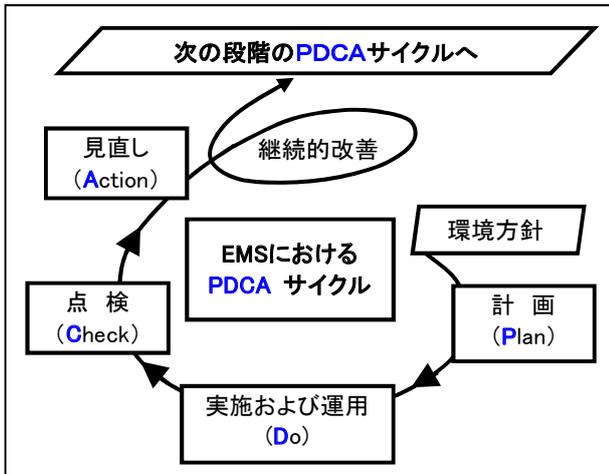


## 第4項 区の事務事業における環境配慮行動の推進

### (1) 環境配慮の推進



区は、区の事務事業の中で、地球温暖化防止をはじめとする環境課題の解決に向けて取り組んでいかなければなりません。

そのためには、区は率先して温室効果ガスの削減に取り組むほか環境に配慮した活動を推進することが必要であり、それを継続的に改善していく仕組みが欠かせません。環境マネジメントシステム（EMS）とは、企業や自治体等の組織が運営や経営の中で、自主的に環境保全に関する取組を進めるに

あたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、目標達成に向けた取組を継続的に進めるための仕組みをいい、PDCA サイクル（Plan（計画）、Do（実施および運用）、Check（点検）および Action（見直し））からなります。

区は、平成 13 年 2 月に練馬区環境基本方針を定め、平成 13 年度から環境マネジメントシステムを区長部局において運用開始し、世界共通の規格である ISO 14001 を認証取得しました。

その後、平成 16 年度からは ISO 14001 の認証適用範囲を区立小中学校・幼稚園にも拡大して、指定管理者制度を適用した施設（以下「指定管理者施設」といいます）を除く全施設を適用範囲として運用してきました。

ISO14001 認証取得後 9 年間の取組の中で、職員の意識改革が図られ、目標管理の仕組みが仕事の中に定着したことにより、EMS は一定の成果が得られました。

そこで、平成 23 年 3 月、ISO 14001 によらない練馬区独自の環境管理を行うために区の環境マネジメント全体を体系化し、新たに運用を統括する「練馬区環境マネジメントシステム（ねりまエコプラン）」を制定し、その適用範囲は、指定管理者施設を含む全施設としました。

平成 23 年度から区は、「練馬区環境マネジメントシステム（ねりまエコプラン）」に基づいた環境管理体系により、環境への負荷を低減し、環境法令を順守するとともに、事務事業のなかで環境に良い活動を推進することで、環境課題の解決に向けて取り組んでいます。

### (2) 平成 24 年度の取組の概要

#### 平成 24 年夏期節電の取組について

平成 23 年度に策定した「練馬区節電実施計画」を電力需給状況と無理のない節電の観点から見直し、「平成 24 年夏期節電の取組について」を策定し、節電に取り組みました。昨年同様、区立施設を 6 つのグループに分け、平成 22 年度比 12～15%削減を節電目標として取り組んだ結果、目標を上回る約 20%の削減を達成しました。

## 練馬区環境管理実行計画

節電対策に加え、練馬区環境マネジメントシステムの省エネルギー活動分野の計画である、「練馬区環境管理実行計画」に基づき取組を行ったことにより、平成 24 年度は、電気以外の項目についても使用量を削減し、温室効果ガス排出量を削減することができました。

### ● 取組項目と個別目標

取組項目	基準年 (平成 21 年度) ※ 使用量	平成 24 年度 使用量	目標 (平成 26 年度) 使用量
電気使用量(kWh)	81,130,646	71,405,263	77,885,420
都市ガス使用量(m <sup>3</sup> )	4,754,282	4,518,954	4,564,111
LPG使用量(kg)	49,628	69,114	47,643
重油使用量(ℓ)	405,044	440,824	388,842
灯油使用量(ℓ)	4,071	4,761	3,908
地域冷暖房熱使用量(MJ)	29,678,752	12,191,217	21 年度値を上限
自動車燃料使用量 (ガソリン換算値) (ℓ)	282,758	228,136	271,448
水道使用量(m <sup>3</sup> )	1,634,837	1,648,212	21 年度値を上限
用紙使用量(A 4 換算値) (枚)	105,573,660 ※	109,917,514	23 年度値を上限
廃棄物排出量(t)	3,241	2,584	21 年度値を上限

※用紙使用量においては、平成 21 年度は指定管理者施設を含めた用紙使用量は計測していないため、平成 23 年度を基準年とする。

### ● 温室効果ガス排出量の目標と実績(平成 21 年度排出係数を採用して換算)

取組項目	基準年 (平成 21 年度)	実績 (平成 24 年度)	目標 (平成 26 年度)
温室効果ガス排出量 ( t-CO <sub>2</sub> )	46,240	42,635	44,391

## 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）第 11 条第 4 項の規定に基づく平成 24 年度における契約の締結実績の概要はつぎのとおりです。

環境配慮契約法及び練馬区電力調達に係る環境配慮方針に基づき、電力の供給を受ける契約について、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結に努め、参加資格を制限する競争入札を行い、123 の区立施設において環境配慮契約を締結しました。

## 練馬区環境方針

### (基本理念)

練馬区は、みどり豊かな環境にやさしいまちをつくるために、みどりと水辺を保全し、自然や生き物と共生できる環境の創出を目指します。また、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムと生活様式を見直し、ごみの発生抑制やリサイクルの推進を通じて循環型社会を形成し、足元から地球環境の保全に貢献します。

このかけがえのない練馬区の環境を次の世代へと引き継いでいくためには、区民、事業者、区が連携して、環境を大切にす文化を育むとともに、環境を保全するための仕組みをつくるのが、何よりも大切です。

そのために、区は、以下の基本方針に則り、長期計画ならびに環境基本条例や環境基本計画に基づき施策を率先して推進します。

### (基本方針)

#### 1 率先して環境への負荷を減らします。

- (1) 区政の効率化に努め、事務事業に伴う環境への負荷を低減します。
- (2) 環境法令を遵守し、環境汚染の未然防止に努めます。
- (3) 区は、環境目的および目標を設定し、組織の全員が環境マネジメントシステムを推進するとともに、常に見直しを行い、継続的な改善に努めます。

#### 2 みどりと共生できる生活都市を推進します。

- (1) みどりと水に恵まれた、美しいまちをつくります。
- (2) 環境汚染から区民の健康と生活環境を守ります。
- (3) 地球環境保全のための足元からの行動を広げます。

#### 3 区民・事業者・区が連携した環境保全活動を推進します。

- (1) 環境にやさしいところを育み、環境にやさしい仕組みをつくります。
- (2) それぞれの役割や連携のあり方、取り組むべきことを明らかにし、環境保全を推進します。
- (3) 区の環境方針および環境マネジメントシステムによる成果は区職員全員に周知徹底するとともに区民・事業者を始め広く一般に公表します。

練馬区長 志村 豊志郎